

### 4 3 . 2 3 ( 補 正 - 1 1 )

#### 先に補正された明細書又は図面を更に補正する場合の取扱い

先に補正された明細書又は図面を更に補正する場合は、当該手続補正書の「補正対象書類名」の欄に「 年 月 日付差出の手続補正書」「補正対象項目名」の欄に「発明の詳細な説明」のように補正をする書類名及びその差出の日付並びに補正をする個所が正確に記載されていれば受理する。

( 説明 )

特許出願人は、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができるとされている。補正は、それが要旨の変更でない限りは、明細書等と一体のものとなるので、先に提出された手続補正書を「補正の対象」とする補正も「明細書等の補正」の範疇に含まれるものと考えられる。

この場合、手続補正書を補正する形式をとることとなるが実体は、明細書等の補正であるので、補正の期間の制限がなくなるわけではない。

( 注 )

平成 2 年 1 2 月 1 日以後の特許出願及び実用新案登録出願については、本取扱いは適用しない。